令和4年2月定例会 文教厚生委員会 令和4年3月8日(火) 〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大塚委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(13時03分) 直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際,教育委員会関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】(説明資料(その4))

- 議案第80号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について
- 議案第81号 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

【報告事項】

なし

榊教育長

2月定例県議会閉会日に追加提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明を申し上げます。

今回, 御審議いただきます案件は, 条例案2件でございます。

それでは、文教厚生委員会説明資料(その4)の1ページを御覧ください。

(1) の条例案でございます。

まず、①の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和3年10月13日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について期末手 当の改定を行うものであります。

改正の概要といたしましては、期末手当の支給割合を100分の127.5から120にすること といたします。

また,施行期日は令和4年4月1日からとするとともに,令和4年6月に支給する期末 手当に関し,令和3年度期末手当の改定相当額の減額調整を特例措置として定めるもので ございます。

続きまして,②の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例についてでございます。

先に御説明いたしました徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例に鑑み、会計年 度任用学校職員も同様に改定を行うもので、施行期日も令和4年4月1日からでございま す。

以上で、追加提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。

なお,報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

大塚委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また,先ほど開会された議会運営委員会において,追加提出予定議案については本日の 委員会で十分審議の上,明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決 定いたしておりますので,よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田委員

今,教育長のほうから御説明いただいたのですけれども,改めて昨年の人事委員会勧告 の内容と今回の改正内容について説明をお願いできますでしょうか。

今田教職員課長

ただいま岡田委員より、昨年の人事委員会勧告の内容と今回の改正内容について改めて 説明をということで御質問を頂きました。

まず、本県学校教職員を含みます本県職員の給与改定は、民間の給与水準や国家公務員の給与制度との均衡を図るため、人事委員会勧告に基づいて実施しているところでございます。令和3年10月13日、人事委員会において、本県職員の給与と民間給与とを調査比較した結果として、月例給については公民の格差が極めて小さく据置きとすべきこと、また一方で、特別給の期末勤勉手当については民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるべきことなどが勧告されたところでございます。

今年度は国家公務員においてコロナ禍の異例の状況の下、令和3年12月ボーナスでの減額改定が見送られていたところ、去る2月1日、国家公務員の給与改定について、人事院勧告のとおり令和4年度ボーナスを引き下げるとともに、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月のボーナスで調整するための法案が提出されたところでございます。

今回提出させていただいている改正条例案は、こうした経緯を踏まえまして、本県として地方公務員法の均衡の原則に基づき人事委員会勧告の尊重と国家公務員準拠といった2 点から国に準じた給与改定を行うものでございます。

具体的には、まず令和4年度期末手当の支給割合については、人事委員会勧告どおり 0.15月分を引き下げる。会計年度任用学校職員については、0.05月分となりますが、引き 下げるとともに、令和3年度分への対応といたしまして、令和3年度期末手当の0.15月分 に相当する額を令和4年度6月に支給する期末手当から減額することなどとしておりま す。

岡田委員

ありがとうございます。

ということは、令和3年度期末手当の0.15か月分に相当する額を令和4年6月に支給される期末手当から減額するということなんですけれども、令和3年度に期末手当が支給されていない新規の採用者、新年度に替わってからの話になるので、その新規採用者については減額調整の対象になるのか。また、その対象者がどういうふうに決められているのか、教えてください。

今田教職員課長

ただいま岡田委員より、令和3年度期末手当の0.15月分に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額するということで、その対象者について御質問を頂きました。

令和3年度分の引下げ相当額を令和4年度6月の期末手当から減額することについて、この減額対象の職員としては、昨年の令和3年12月の期末手当が本県から支給された職員のうち、本年の令和4年6月に本県から期末手当が支給される職員ということになります。

このため、令和3年12月期の期末手当が本県から支給されていない、例えば本年3月に大学を卒業して4月から本県教職員として採用される方、いわゆる新卒の方については減額調整の対象とならないところです。

一方で、新規採用の方でも常勤講師などとして令和3年12月の期末手当の支給があった 方については、令和4年6月の期末手当の減額調整の対象になるといった状況でございま す。よろしくお願いします。

岡田委員

令和3年度に採用されていない方は当然,その12月のボーナスというか,特別給をもらっていないから対象にならないという話で,12月にもらった方が令和4年度の新年度の6月で減給されますよという話です。

そうしたら、令和4年度はずっと引き下げられたままで支給されますよということが今回決められていて、それで引き下げられていない部分を上乗せして今回しますよという話なんです。その令和4年度の期末手当が引き下げられた上に、令和3年度の引けていなかった部分を上乗せして引きますよとなると、令和4年度6月の最初の期末手当はかなり減っているのではないかというか、皆さんのモチベーションが下がっていく話になるのではないかと思うのです。

実際,令和4年度6月の期末手当で,一般的な教員にとってどれぐらいマイナスになるのか,想定金額を計算されていたら教えていただけますか。

今田教職員課長

ただいま岡田委員より、令和4年6月期の期末手当における実際の金額のマイナス分が どれぐらいかといった御質問を頂きました。

この期末手当は、教員の給料月額によって計算が異なってまいりますので、飽くまで参考ということになりますけれども、令和4年6月の期末手当を一定の条件の下でシミュレーションしますと、令和3年12月の期末手当と比べまして、例えば校長先生の場合ですと約12万円の減、それから40代半ばの教諭の場合ですと約8万円の減、それから20代半ば

の常勤講師の方の場合ですと約4万円の減になると想定してございます。

岡田委員

ありがとうございます。

改定内容については人事委員会勧告に基づくものなので、それに準じて給与体系を変えるということになると、それは民間給与との均衡を図るというための措置というのは当然理解できるのですけれど、学校現場ではコロナ対応であったり、新しいタブレットの活用であったり、新しい学びの実践に苦慮されて取組をしていただいている。

そして、今またオミクロン株になってからは子供たちにも感染するというところで拡大を見せていて、先生方は一生懸命に頑張っていただいている状況の中にあって、今聞いた期末手当の下がった金額は思っていた以上に高いなと、ローンを組んでいたりしたらなかなかしんどいなと個人的には感じましたので、やはりモチベーションが下がらないように、教員の勤務環境について一層努力していただきたい。

民間に準じて下がるので、そこはどうしようもない部分ではあろうかと思いますが、やはりそこの部分に匹敵するような環境改善であったり、県が進めている働き方改革であったりというところにも是非、重点を置いて取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

今田教職員課長

ただいま岡田委員より,教員のモチベーションが下がらないように,教員の勤務環境の 改善に一層努力して働きやすい環境づくりを進めていくべきということで御質問を頂きま した。

今正に御指摘いただいたように、今回の給与改定は民間の給与水準や国家公務員の給与制度との均衡を図るということで、人事委員会勧告に基づき実施するものでございます。

一方で,近年,学校現場の抱える課題はコロナも含めて複雑多様化してきておりまして,教員が生き生きと働ける環境を整えていくことは重要な課題であると認識してございます。

まず、教員の給与に関しましては、人事委員会勧告を尊重するとともに、国における給与体系や給与の見直しの動向を踏まえまして、これまで部活動指導手当の増額や見直しなど、対応してきたところでございまして、今後もめりはりを付けた給与体系となるよう国の動向などを注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

また、働き方改革の御質問を頂きましたが、昨年10月13日の人事委員会勧告の報告書の中におきましても、学校現場における教員の負担軽減ということについて触れられてございまして、働き方改革プラン第2期に定める取組をより推進することや管理職による業務の効率化、合理化の推進などが求められるということで指摘されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、働き方改革プラン第2期に基づく外部人材の活用ですとか、業務改善などの取組を一層進めるとともに、教職員定数に関しましても国に要望していくこと、あるいは教職員の心のケアを含む福利厚生事業といったものを含めまして、引き続き教職員が子供たちとしっかりと向き合うことができる勤務環境の整備をこれまで以上に努力して進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

期末手当の引下げというのはどうしようもない話でありますし、お金が全てでなく皆さんが志を持って教師になっていただいて、子供たちの現場で日々取組を進めていただいている方たちばかりなので、逆に言いますと、その方たちが一生懸命取り組んでくださっているところで働きやすい環境づくりであったり、今進めてもらっている働き方改革であったり、また地域の人材を活用するとか、いろんなところで市町村の特色を持ちながらされていますので、トータル的に先生方のサポートができるように是非、教育委員会で取り組んでいただきたい。

ただ、今回2回分が一度になったという余り例がないような、たまたまこうなってしまったところがあろうかと思いますが、逆に言うと、こういうふうなことにならないように、なったときにはそこで処理ができるような、また2回重なって減額にならないような減額の在り方についても先生方の生活を考えますと必要かと思いますので、是非、そのあたりも含めていろんな意味で国への要望を続けてしていただければと要望して終わります。

達田委員

この学校職員給与条例に該当する方, また会計年度任用学校職員の条例に該当する方が, それぞれ何人おいでるのでしょうか。

今田教職員課長

ただいま達田委員より、今回の2本の条例に関連する人数が今どれぐらいいるかという 御質問を頂いたところでございます。

まず、徳島県学校職員給与条例の適用を受けますのは、本県の公立学校の職員のうち県において給与を負担している全ての職員であって、会計年度任用職員を除く方が対象になります。会計年度以外の方が基本的に対象になるということで、具体的には県が任用します正規の教職員ですとか、常勤講師、再任用教職員が該当してまいります。こちらにつきましては、本年度、おおよその数字で申し訳ございませんが、約7,000人の方が対象になるといった状況でございます。

それから、もう1点、会計年度任用学校職員については本年度の数字でいきますと、教職員課と教育政策課で任用してございます会計年度任用学校職員の数は、フルタイムとパートタイムを合わせて470名程度でございます。

こうした方の中から、期末手当の支給対象者の方が、今回の2本の条例によって特別給 与の減額措置の対象になるといったところでございます。

達田委員

会計年度任用学校職員のほうなんですけれども、いろんな仕事がございますよね。仕事 によってお仕事をされている時間帯も違う。時間というか、長短あると思うのです。勤務 時間が短い方、長い方、それぞれどれぐらい差があるのでしょうか。

今田教職員課長

ただいま達田委員より、会計年度任用学校職員のうちフルタイムの方とパートタイムの 方の人数について御質問を頂きました。

先ほど申し上げた約470名の方のうちフルタイムの方が20名程度でございまして,残りの450名程度の方についてはパートタイムといった任用でございます。

髙﨑教育政策課長

会計年度任用学校職員のパートタイムの方でも時間に長短があるという御質問でございますけれども、長い方ですと週で言いますと28.75時間、短い方ですと1日に二、三時間の方もいらっしゃいますので、週10時間の方というのもいらっしゃいます。

この期末手当の対象になりますのが、週15時間30分未満の方については期末手当は支給 されないということになっております。

達田委員

教育支援員の方とか、いろんな種類があって1日7時間程度おいでる方とか、あるいは二、三時間とか短時間の方もいらっしゃるというふうにお伺いしたのですけれども、今そういう方がこういう職種で何人いらっしゃるのか、分かりますか。

それぞれの方が何人いて,それぞれの方がこの今回の条例に適用するのかどうかという ところが知りたいのです。

今田教職員課長

フルタイムとパートタイムの中の職種で何人ぐらいいるかという御質問がございました。

私が先ほど申し上げた470名のうちでございますと、約300人が非常勤講師ということで、パートタイムの週何時間ということで学校で授業を教えてくださっています。

それ以外の方、いろいろとあるので一つ一つの数字が分からないのですけれども、例えばスクールカウンセラーの方であるとか、一般の事務的な業務をされている方であるとか、そういう方たちが残りの方になるといったところでございます。

達田委員

会計年度任用学校職員さんの場合は、言わば非正規の職員さんということで、これが法的な根拠を非正規の方に与えてしまうということで、私どもは非常に問題がある制度だということでしてきたのですけれども、今回の人事院勧告によるものだとはいえ、教職員の給与条例と同じように会計年度のほうも当てはまってしまうということで、低所得の上に更にということになると思うのです。

ですから、会計年度任用学校職員のほうまで減額する、僅かな額だとはいっても元のお 給料が少なくなっているわけですから、そういうところまで少なくしてしまうというのは どうかなと、非常に問題があるなというふうに思っております。

今,おっしゃっていただいたものの表とかがありましたら、また後で結構ですので見せていただけたらと思いますので、お願いして終わります。

大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。 (13時25分)